

福岡県医発第 1249 号（地）

令和 8 年 7 月 30 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 平 田 泰 彦

（公 印 省 略）

令和 8 年熊本地震の被災者に関する既往歴等の提供について

令和 8 年熊本地震により被災した国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入する被保険者において、かかりつけの医療機関等で診療・調剤を受けることができないため、他の医療機関等を受診する際、当該被保険者に係る既往歴や薬剤情報を把握できない場合が想定されます。

現在、被災した一部地域において「緊急時医療情報・資格情報機能」がアクティブ化されており、当該機能を活用することで、患者の同意の下、マイナンバーカードが手元になくても、患者の 4 情報での検索により、患者の薬剤情報等を把握することができます。

また、建物や通信機器の損壊等により医療機関等でオンライン資格確認等システムを利用できないという場合も想定されることから、今般、災害救助法が適用された市区町村の所在する都道府県の国民健康保険団体連合会（国保連）においては、医療機関等及び保険者等から、被災した被保険者の罹患情報等の照会に応じ、国保連の保有する国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者の罹患情報等を提供する事業を実施される旨、厚生労働省より日本医師会を通じて連絡がありました。当該事業の実施上の留意点等の詳細につきましては、添付資料をご参照ください。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、今般の災害により、熊本県管内市町村において災害救助法が適用されたことに鑑み、災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いに関する事務連絡が再周知されておりますことを申し添えます。

日医発第810号（保険）
令和8年7月29日

都道府県医師会
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事
江 澤 和 彦
(公印省略)

令和8年熊本地震の被災者に関する既往歴等の提供について

令和8年熊本地震により被災した国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入する被保険者において、かかりつけの医療機関等で診療・調剤を受けることができないため、他の医療機関等を受診する際、当該被保険者に係る既往歴や薬剤情報を把握できない場合が想定されます。

現在、被災した一部地域において「緊急時医療情報・資格情報機能」がアクティブ化されており、当該機能を活用することで、患者の同意の下、マイナンバーカードが手元になくても、患者の4情報での検索により、患者の薬剤情報等を把握することができますので、ご活用ください。

また、建物や通信機器の損壊等により医療機関等でオンライン資格確認等システムを利用できないという場合も想定されることから、今般、災害救助法が適用された市区町村の所在する都道府県の国民健康保険団体連合会（国保連）においては、医療機関等及び保険者等から、被災した被保険者の罹患情報等の照会に応じ、国保連の保有する国民健康保険又は後期高齢者医療制度の被保険者の罹患情報等を提供する事業を実施することとなりましたので、ご連絡申し上げます。

なお、国民健康保険中央会および社会保険診療報酬支払基金からも同様の事務連絡が発出されており、当該事業の実施上の留意点等の詳細につきましては、添付資料をご参照くださいますようお願いいたします。

また、今般の災害により、熊本県管内市町村において災害救助法が適用されたことに鑑み、災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いに関する事務連絡が再周知されておりますので、併せてご連絡申し上げます。

つきましては、貴会関係会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

<添付資料>

- ・令和８年熊本地震の被災者に関する既往歴等の提供について
(令 8.7.28 事務連絡 厚生労働省保険局国民健康保険課・高齢者医療課・医療介護連携政策課)
- ・令和８年熊本地震に係る既往歴等の提供について
(令 8.7.28 事務連絡 国民健康保険中央会)
- ・令和８年熊本地震に係る災害により被災した被保険者等における診療報酬等明細書情報の第三者への提供について
(令 8.7.28 事務連絡（重要性分類Ⅲ） 社会保険診療報酬支払基金)
- ・「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る 国民健康保険料（税）等の取扱いについて」の再周知について
(令 8.7.28 事務連絡 厚生労働省保険局国民健康保険課)

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 28 日

地方厚生(支)局医療課
都道府県民生主管部(局)
国民健康保険主管課(部)
後期高齢者医療主管課(部)
都道府県後期高齢者医療広域連合事務局

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
厚生労働省保険局高齢者医療課
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

令和 8 年熊本地震の被災者に関する既往歴等の提供について

令和 8 年熊本地震により被災した国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入する被保険者におかれては、かかりつけ医等の医療機関等で診療を受けることができず、他の医療機関等において診療を受ける際に、当該被保険者に係る既往歴や薬剤情報を把握できない場合が想定されます。

現在、「令和 8 年熊本地震に係るオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（厚生労働省保険局医療介護連携政策課、医薬局総務課、社会・援護局保護課連名事務連絡）により、被災した一部地域において「緊急時医療情報・資格情報機能」がアクティブ化されており、当該機能を活用することで、患者の同意の下、マイナンバーカードが手元になくても、患者の 4 情報での検索により、患者の薬剤情報等を把握することができます。

他方、建物や通信機器の損壊等により、医療機関・薬局でオンライン資格確認等システムを利用できない場合も想定されることから、このたび、災害救助法が適用された市区町村の所在する都道府県の国民健康保険団体連合会（国民健康保険団体連合会が対応できない場合にあっては、国民健康保険中央会。以下「国保連等」という。）においては、かかりつけ医等の医療機関等以外においても、被災した被保険者の罹患情報等を把握し、適切な医療を速やかに提供するため、医療機関等及び保険者等からの照会に応じ、国保連等が保有する、国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入する被保険者の罹患情報等を提供する事業を実施することとなりました。ついては、事業の実施について御了知いただくとともに、貴管内関係者に対する周知等、特段のご配慮をお願いいたします。

なお、国保連等が当該事業を実施するに際しては、下記の点に留意することとしております。詳細につきましては、各国保連等にお問合せ下さい。

記

1. 本人の同意

診療報酬明細書等に記載されている情報を第三者に提供されることについて同意が得られていることを、当該被保険者を診療している医師等を介して確認する等の方法により適切に確認すること。なお、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）において、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は本人の同意は不要とされている。

2. 本人が閲覧しないことの確認

被災した被保険者本人が傷病名等を知ることによって診療上支障が生じる場合があることから、診療報酬明細書等については、被保険者本人が閲覧しないよう、診療を行う医師等に対して直接提供すること。

3. 照会への対応状況の記録

診療報酬明細書等の提供を受けた医療機関等の名称、医師名、年月日、提供情報の概要等について、記録すること。

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 28 日

日本医師会 御中

国民健康保険中央会

令和 8 年熊本地震に係る既往歴等の提供について

平素は、国民健康保険の事業運営にご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

令和 8 年熊本地震により被災した国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入する被保険者におかれては、かかりつけ医等の医療機関等で診療を受けることができず、他の医療機関等において診療を受ける際に、当該被保険者に係る既往歴や薬剤情報を把握できない場合が想定されます。

現在、「令和 8 年熊本地震に係るオンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」をアクティブ化する医療機関・薬局の範囲・期間について」（厚生労働省保険局医療介護連携政策課、医薬局総務課、社会・援護局保険課連名事務連絡）により、一部地域において「緊急時医療情報・資格情報機能」がアクティブ化されており、当該機能を活用することで、患者の同意の下、マイナンバーカードが手元になくても、患者の 4 情報での検索により、患者の薬剤情報等を把握することができますので、ご活用ください。

他方、建物や通信機器の損壊等により、医療機関・薬局でオンライン資格確認等システムを利用できない場合も想定されることから、このたび災害救助法が適用された市区町村の所在する都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）においては、かかりつけ医等の医療機関等以外においても、被災した被保険者の罹患情報等を把握し、適切な医療の速やかな提供に資するよう、医療機関等及び保険者等からの照会に応じ、国保連が保有する、国民健康保険又は後期高齢者医療制度に加入する被保険者等の罹患情報等について、下記のとおり提供する取扱いといたします。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、この取扱いにつきましては、厚生労働省保険局国民健康保険課及び高齢者医療課と協議済みであることを申し添えます。

記

1. 本人の同意

診療報酬明細書等に記載されている情報を第三者に提供されることについて同意が得られていることを、当該被保険者を診療している医師等を介して確認する等な方法により適切に確認すること。なお、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は本人の同意は不要とされている。

2. 本人が閲覧しないことの確認

被災した被保険者本人が傷病名等を知ることによって診療上支障が生じる場合があることから、診療報酬明細書等については、被保険者本人が閲覧しないよう、診療を行う医師等に対して直接提供すること。

3. 照会への対応状況の記録

診療報酬明細書等の提供を受けた医療機関等、医師名、年月日、提供情報の概要等について、記録すること。

4. 医療機関等からの照会窓口等

当該医療機関等の所在地を管轄する都道府県の国民健康保険団体連合会

（当該取扱いに関するお問い合わせ先）

公益社団法人 国民健康保険中央会 医療保険部 北澤、佐藤（成）、村椿
TEL：03-3581-6561 （連絡可能時間：9 時 00 分から 17 時 30 分）

日本医師会 御中

社会保険診療報酬支払基金

令和 8 年熊本地震に係る災害により被災した被保険者等における
診療報酬等明細書情報の第三者への提供について

平素は、支払基金の事業運営にご理解とご協力を賜りまして、厚くお礼申し上げます。

さて、標記「令和 8 年熊本地震に係る災害」につきましては、厚生労働省保険局医療介護連携政策課等から、被災している一部地域について、オンライン資格確認等システムにおける「緊急時医療情報・資格確認機能」のアクティブ化について示されており、当該機能を活用することで、患者の同意の下、マイナンバーカードが手元になくても、患者の 4 情報での検索により、資格情報や薬剤情報等を把握することができます。

他方、建物や通信機器の損壊等により、医療機関・薬局（以下「医療機関等」という。）でオンライン資格確認等システムを利用できない場合も想定されることから、かかりつけ医等の医療機関等以外においても、被災した被保険者の罹患情報等を把握し、適切な医療の速やかな提供に資するよう、医療機関等からの照会に応じ、社会保険診療報酬支払基金が保有する被保険者等の既往歴や薬歴等について、下記のとおり提供する取扱いといたします。

つきましては、貴会会員への周知方ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、この取扱いにつきましては、厚生労働省保険局保険課と協議済みであることを申し添えます。

記

1 本人の同意

社会保険診療報酬支払基金より提供した、診療報酬明細書等に記載されている本人が第三者提供について同意していることを、診療している医師等の第三者を介して確認する等の適切な方法により確認すること。

なお、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日法律第 57 号）「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき」は本人の同意は不要であること。

2 本人が閲覧しないことの確認

本人が傷病名等を知ることによって診療上支障が生じる場合があることから、診療報酬明細書等については、本人が閲覧しないよう、診療を行う医師等に対して直接提供すること。

3 照会への対応状況の記録

社会保険診療報酬支払基金において、診療報酬明細書等の提供を行った医療機関等、医師等、提供年月日、提供情報の概要等について記録する。

4 医療機関等からの照会窓口

当該医療機関等の所在地を管轄する都道府県の審査事務センター（分室）及び審査委員会事務局

（当該取扱いに関するお問い合わせ先）

社会保険診療報酬支払基金本部 電話 03-3591-7441（代表）

・アクティブ化に関することについて

情報基盤部資格情報課 藪井

・第三者提供に関することについて

事業統括部中日本事業サポート課 若杉



令和 8 年 7 月 28 日
内閣府政策統括官（防災担当）

令和 8 年熊本地震に係る災害救助法の適用について

標記について、以下のとおり災害救助法が適用されましたのでお知らせします。

○災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用

令和 8 年熊本地震により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、熊本県の 10 市 10 町 1 村に災害救助法の適用を決定した。

法適用市町村		法適用日 (公示日)
熊本県 (10 市 10 町 1 村)	熊本市 (くもとし)、八代市 (やつしろし)、水俣市 (みなまたし)、山鹿市 (やまがし)、菊池市 (きくちし)、宇土市 (うとし)、上天草市 (かみあまくさし)、宇城市 (うきし)、天草市 (あまくさし)、合志市 (こうしし)、下益城郡美里町 (しもましきぐんみさとまち)、菊池郡大津町 (きくちぐんおおつまち)、菊池郡菊陽町 (きくちぐんきようまち)、阿蘇郡西原村 (あそぐんにしはらむら)、上益城郡御船町 (かみましきぐんみふねまち)、上益城郡嘉島町 (かみましきぐんかしままち)、上益城郡益城町 (かみましきぐんましきまち)、上益城郡甲佐町 (かみましきぐんこうさまち)、八代郡氷川町 (やつしろぐんひかわちょう)、葦北郡芦北町 (あしきたぐんあしきたまち)、葦北郡津奈木町 (あしきたぐんつなぎまち)	7 月 28 日 (7 月 28 日)

【参考】災害救助法の概要 https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/pdf/saigaikyujo_gaiyou.pdf

本件問合せ先

内閣府政策統括官（防災担当）付

参事官（被災者生活再建担当）付

藤田、光井、増田、阿部、中村、石川、打矢、渡部

TEL 03-3503-9394（直通）

事 務 連 絡
令和 8 年 7 月 28 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る
国民健康保険料（税）等の取扱いについて」の再周知について

平素より国民健康保険制度の円滑な実施につきましては、格段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

災害により被災した世帯の国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについては、「災害により被災した国民健康保険被保険者に係る国民健康保険料（税）等の取扱いについて」（平成 25 年 5 月 2 日付け厚生労働省保険局国民健康保険課・総務省自治税務局市町村税課事務連絡）（以下「事務連絡」といいます。）においてお示しするとともに、当該取扱いについて、管内の保険者への周知・指導をお願いしているところです。

今般、令和 8 年熊本地震により、令和 8 年 7 月 28 日付けで熊本県管内市町村において災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）が適用されたことにかんがみ、別添のとおり事務連絡を改めて周知しますので、同内容について改めてご了知いただくとともに、関係保険者への周知等について、特段のご配慮をお願いいたします。なお、今後、新たに災害救助法が適用された場合等においても、各都道府県におかれましては、関係保険者に遺漏なく周知いただきますよう御配慮をお願いいたします。

事務連絡
平成 25 年 5 月 2 日

都道府県民生主管部（局）
国民健康保険料主管課（部）
都道府県総務主管部（局）
国民健康保険税主管課（部）

御中

厚生労働省保険局国民健康保険課
総務省自治税務局市町村税課

災害により被災した国民健康保険被保険者に係る
国民健康保険料（税）等の取扱いについて

標記について、災害により被災した世帯の国民健康保険被保険者（以下「被災被保険者」という。）に係る国民健康保険料（税）等については、保険者において適切にご対応いただいているところですが、下記内容について改めてご了知いただくとともに、災害の発生により貴管内の市町村が災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の適用を受けた場合等にあつては、同内容について関係保険者への周知・指導等よろしく取り計られるよう、特段のご配慮をお願いします。

記

- 1 国民健康保険においては、特別な理由がある被保険者に対し、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 44 条、第 77 条及び第 81 条並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 15 条、第 20 条の 5 の 2 及び第 717 条の規定に基づき、保険者の判断により、国民健康保険料（税）の徴収猶予、納期限の延長及び減免並びに一部負担金の徴収猶予又は減免を行うことができることとなっており、被災被保険者の国民健康保険料（税）等についても被害状況に応じて適切な措置を講じられたいこと。
- 2 被災被保険者に係る国民健康保険料（税）及び一部負担金の減免額については、その実情に対して、国民健康保険の調整交付金の交付額の算定に関する省令（昭和 38 年厚生省令第 10 号）第 6 条第 1 号又は第 4 号に基づき、特別調整交付金が交付されること。（交付要件の詳細については「災害による国民健康保険料（税）の減免に伴う特別調整交付金の算定基準について」（昭和 42 年 6 月 30 日付け保発第 24 号）を参照。）
- 3 国民健康保険料（税）を特別徴収の方法により納付している被保険者から上記 1 に係る申請があつた場合においては、国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号）第 32 条の 26 第 5 号及び地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）第 24 条の 34 第 2 号の規定に基づき、普通徴収の方法による納付への変更が可能であること。
なお、この場合の納付方法については、口座振替の方法に限らないこと。
- 4 国民健康保険料（税）及び一部負担金の減免については、被災地の被保険者に対して周知徹底に努めること。